

川西町公の施設の指定管理者制度導入方針

平成17年5月
川西町行財政改革推進本部

〔目 次〕

1. はじめに	1
2. 指定管理者制度の概要	1 ~ 3
3. 制度導入にあたっての基本的考え方	3
4. 公の施設の管理主体に関する考え方	4
5. 制度導入スケジュール	5
6. 制度導入施設及び募集方針	6
7. 条例の制定・改正	6
8. 指定の期間	6
9. 予算措置	7
10. 利用料金制	7
11. 指定管理者候補者の選定	7 ~ 8
12. 指定管理者の決定	8
13. 協定	9
14. 個人情報の保護	9
15. 指定管理者の指定後における留意事項	9 ~ 10
別 紙 川西町公の施設指定管理者制度導入一覧	11

1. はじめに

平成15年9月、地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について、地方自治体が直接運営するものを除き、指定管理者制度の導入が義務付けられた。

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人等による従来の「管理委託制度」に替わり民間事業者やNPO等を含む法人、団体から、指定管理者を指定して公の施設の管理を行わせるものであり、制度導入により利用者ニーズに沿ったサービスの向上や施設の効果的効率的運営が期待される。

本方針は、制度の概要及び指定管理者の選定に際しての事務手続きや留意事項等について取りまとめたものである。本町では、今後本方針を基本に指定管理者制度の趣旨を踏まえ、制度の導入を進めるものとする。なお、指定管理者の基本的制度の仕組みは立法化されているが、募集方法や選定基準等をはじめとした具体的制度設計は自治体側に委ねられており、他団体においても試行錯誤しながら、その効果的運用を模索している現状にある。このため、本方針の内容については、今後、制度導入の過程で生じる課題や他団体の事例を参考としながら、必要に応じて見直しを図るものとする。

2. 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、地方自治法の一部を改正する法律が施行（平成15年9月2日）され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことによって、新たに創設された制度。

地方公共団体の出資法人等に限定していた管理委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定した者(指定管理者)による管理の代行制度へ転換する。

〔改正前〕管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行。 **以下の者に限定**

- ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2以上出資等）
- ・公共団体（土地改良区等）
- ・公共的団体（農協、生協、自治会等）

施設の管理権限

- ・管理権限は地方公共団体が保有
- 管理受託者による使用許可は不可**

〔改正後〕指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行。 民間事業者、NPOによる管理が可能に

- ・法人その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定。

施設の管理権限

- ・管理権限を指定管理者に委任 **指定管理者による使用許可が可能**（ただし、使用料の強制徴収や行政財産の目的外使用許可など、法令上、地方公共団体の長専属的に付与された権限は行えない）

<期待される効果>

町民にとって : 町民ニーズへの効果的な対応による公の施設のサービスの向上
民間事業者等にとって : 公の施設を通じた住民サービス提供機会の拡大
町にとって : 民間能力の活用による管理経費の節減

「指定管理者制度」・「直営」のいずれかを選択

現在、管理委託している施設



平成18年9月1日までに指定管理者制度又は直営へ移行（選択が必要）

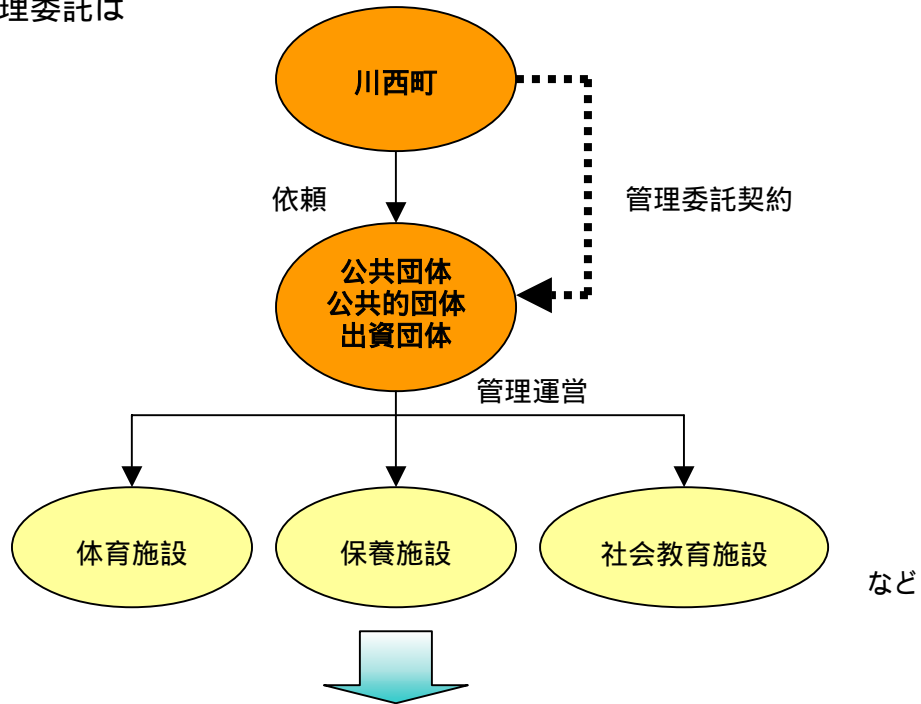
現在、直営の施設、新規開設又は管理委託先を変更する施設



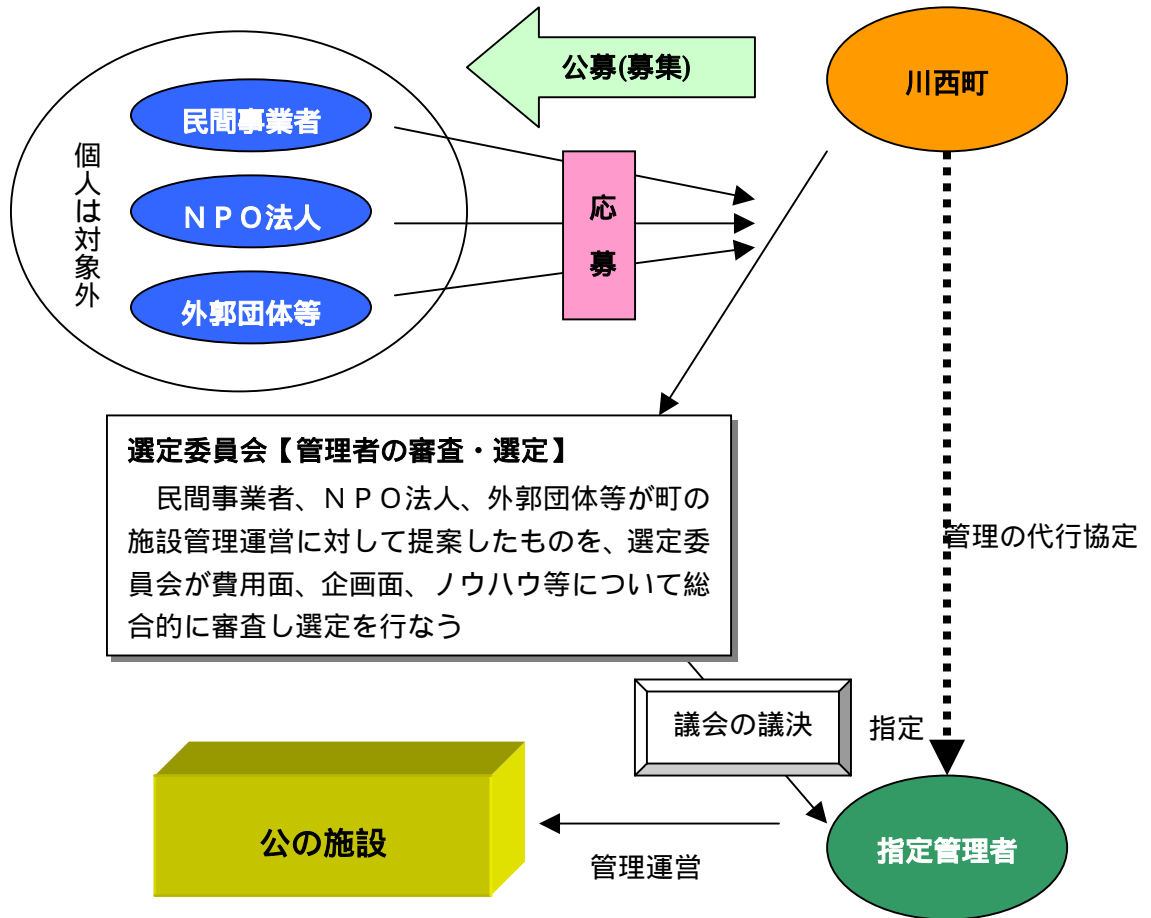
随時、指定管理者制度を採用するか直営とするか決定
・3年間（平成18年9月1日）の経過措置は適用外

指定管理者制度

今までの管理委託は



今後、指定管理者制度の導入により



2 指定管理者制度の仕組み

項目	地方自治法	内容
平等利用の確保	244 条	指定管理者には、住民の平等利用の確保が義務づけられている。
指定管理者制度	244 条の 2(3)	法人その他の団体で当該地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせることができる。
条例の制定	244 条の 2(4)	指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を規定した条例を制定。
指定の議決	244 条の 2(5,6)	あらかじめ普通地方公共団体の議会の議決を経て、指定期間を定めて指定管理者を指定。
事業報告書の提出	244 条の 2(7)	指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を作成し、普通地方公共団体に提出。
利用料金制	244 条の 2(8)	従来管理受託者と同様に、指定管理者の収入として収受させることが可能。
承認料金制	244 条の 2(9)	従来管理受託者と同様に、利用料金は、公益上必要があると認める場合を除いて、指定管理者があらかじめ地方公共団体の承認を得て設定。
調査、指示等	244 条の 2(10)	普通地方公共団体の長は、指定管理者に対して、業務又は経理の状況に関する報告徴収、実地調査、必要な指示が可能。
指定の取消等	244 条の 2(11)	普通地方公共団体は、指定管理者に対し、指定の取消や管理業務の全部又は一部の停止命令が可能。

3 適用除外

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において、公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。（但し、「地域再生推進のためのプログラム（地域再生本部）」に対応して、個別法により管理主体が限定された施設についても、通知等の措置により対象施設が拡大された。）

3. 制度導入にあたっての基本的考え方

公の施設は、「公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的して設置する施設」であり、その管理については従来、公共性がある団体にのみ認められてきたところである。

このたび、管理委託制度にかわって創設された指定管理者制度は、施設管理の主体に関するこれまでの考え方を転換し、民間事業者も含む「法人その他の団体」に公の施設の管理業務を行なわせることを可能とした制度であり、その目的は、多様な団体が有する固有のノウハウを公の施設の管理業務に活用し、住民サービスの向上と管理経費の縮減を図っていくことにある。

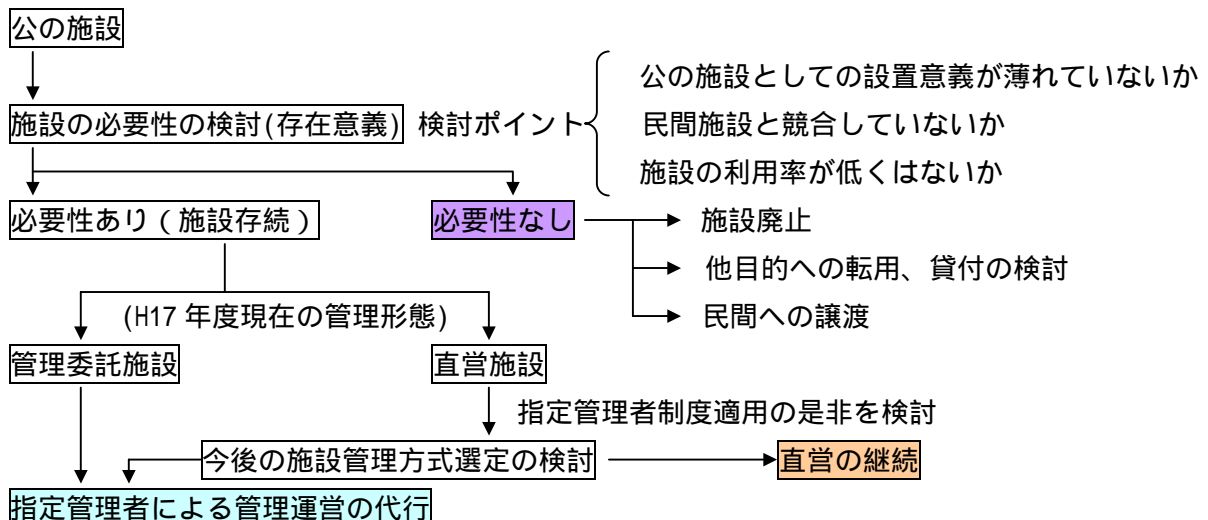
今後、公の施設の管理については、町が直接管理運営を行うか、指定管理者制度によるのかの二者択一となるが、基本的考え方として、個別法の制約があり制度の導入ができない施設や業務の専門性・特殊性等を踏まえ、町が直接管理することが適当と判断される施設以外は、原則として指定管理者制度の導入を進めていくものとする。

4. 公の施設の管理主体に関する考え方

改正法の経過措置により管理委託契約を継続している施設については、指定管理者制度への移行を基本とするが、現在町が直接管理運営を行っている施設についても、当該施設のより効果的・効率的な管理運営の在り方や活用方法等について点検し、指定管理者制度導入の可能性を検討していくものとする。

なお、施設の管理主体に関する基本的考え方（検討のポイント）は次のとおりである。

区分	No	チェック項目	内 容	施設の特徴
1 指定管理者方式	1	住民サービスの向上及びノウハウの活用	民間の事業者等に任すことで、オープン日、オープン時間、施設で実施するソフト事業の充実など、サービス提供や施設の運営面において民間の事業者等のノウハウの活用が期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある年間事業の企画・立案や利用者のニーズに対応した新たな催し等によるサービス向上が見込まれるもの ・施設の空きスペースの有効活用が見込まれるもの ・競争原理の導入、民間手法の導入等による管理経費の節減見込が高いもの ・一定の施設処遇、運営管理方法が確立され、町の施策的関与のもとで指定管理者による適切な運営の見込が高いもの
	2	管理経費の節減	民間の事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。	
	3	行政が運営主体でなければならない必然性が無い	利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。	
	4	新たな発想の活用	民間の事業者等で同種または類似のサービスを提供する事業者等が存在する。	
	5	施設の専門性、特殊性等を勘案し民間運営が可能	施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間の事業者等による運営が可能である。	
	6	受益者負担（使用料・利用料）で施設運営を行うべき	税で負担するべきでなく、使用料・利用料金により管理運営を行うべき収益的施設である。	
2 直営方式	1	施設の目的・機能などから判断	利用者の安心感や信頼性の確保、所有する情報の保護等の観点から直営で運営すべきもの	<ul style="list-style-type: none"> ・町の主体的施策展開、施設運営が必要なもの ・清掃、植栽等業務委託で対応可能であり、民間能力の活用範囲が少ないもの ・施設の安全性確保、隣接する町施設との一体管理、セーフティネットとしての意義の観点から、町の主体的管理が必要なもの ・運営のあり方を検討する間、直営によりサービス水準確保が必要なもの
	2	町の関与の必要性	行政機関としての性格が強く、直営で行うべきもの又は施設目的の再検討により町の直接関与を強めるもの	
	3	指定管理者制度の利点が見込めない	民間能力の活用の余地が少なく、住民サービスの向上、経費削減効果などの利点が見込めないもの	
	4	個別の法律による制約	個別の法律により管理主体に対する制約が大きいもの	
3 施設の譲渡等 （民営化しないし）	1	町立で保有する意義が薄れていて民営化等による運営を検討すべき施設	一定のサービスの提供（処遇）方法が確立されている施設で、民間事業者の運営によるサービス水準の維持も可能であることから、町立で保有する意義が薄れてきたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・町立施設として保有する意義が減少しているもの
	2	町立施設の位置付けが不要	条例廃止又は施設を譲渡しても影響がないもの	



5. 制度導入スケジュール

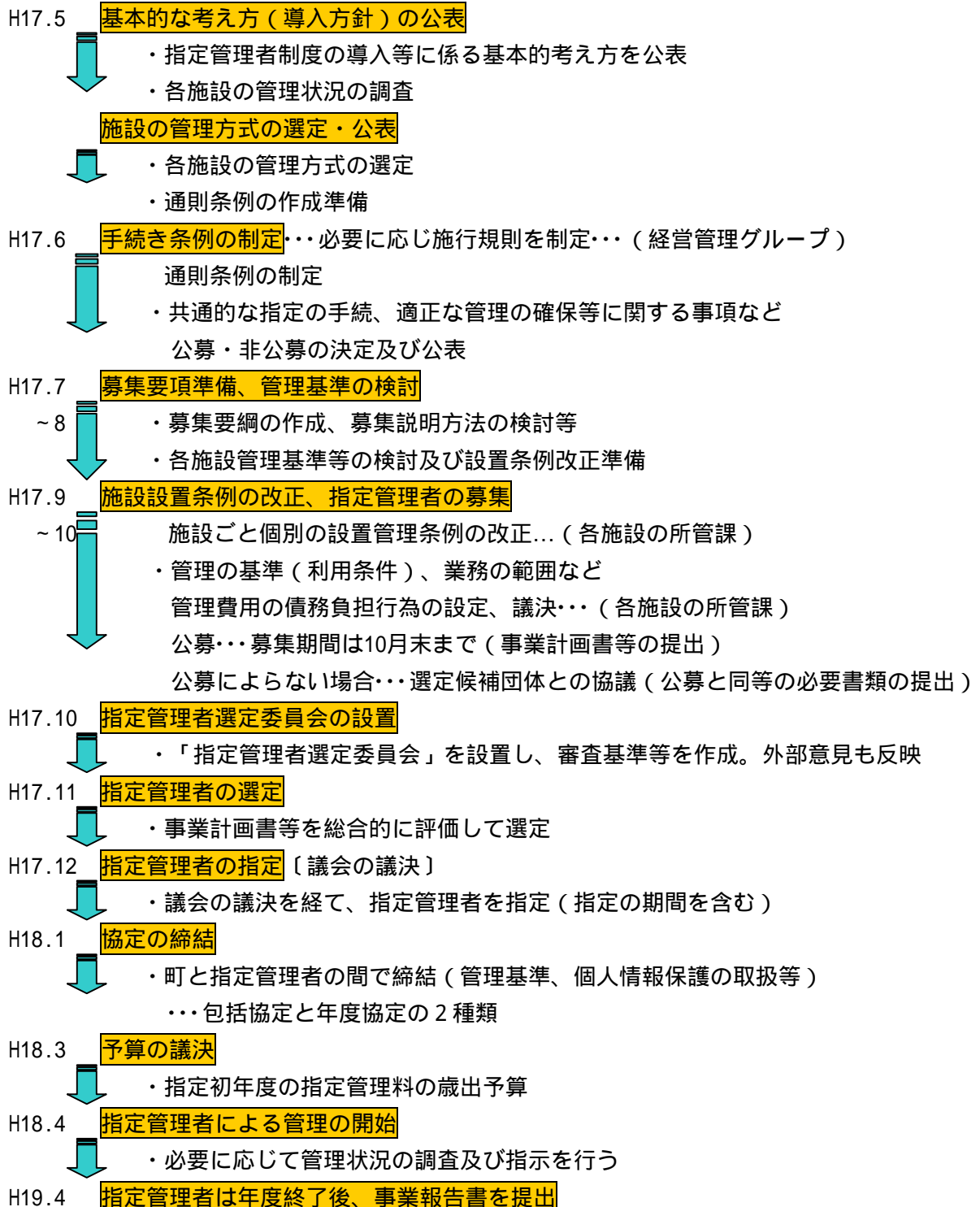
(1) 現に管理委託を行っている施設

現在管理委託している施設は、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入する。

(2) 直営から指定管理者制度を導入する施設

制度導入が可能な直営施設については準備が整い次第、順次移行することを基本とするが、当面、管理委託施設と同様、平成18年4月1日からの導入を目標とする。（検討期間が必要な施設については、この限りでない）

制度導入のスケジュール



6 . 制度導入施設及び募集方針

(1) 指定管理者の制度を導入する施設

別紙（巻末）のとおりとし、指定管理者の募集は、原則一施設ごと公募により行うものとする。また、施設相互の連携による一体的な運営及び効率的運営が期待できるときは、複数の施設を一括して公募することができる。なお、施設の設置目的を効果的に達成する必要がある場合は、応募資格として一定の条件を付すことができるものとする。

(2) 公募によらない場合

施設の設置目的、性格、機能、規模現行受託団体の設立経緯や管理の実績等を総合的に勘案し、公募を行わず選定することができる。

また、次の場合も公募の例外として取り扱うものとする。

《公募の例外》 次の場合には、公募せずに候補者を選定することがある。

公募しても応募者がいないとき

応募者の中に適切な者がいないとき

P F I 業者に管理運営を委ねるとき

指定取消しにより公募の暇がないとき

(3) 募集要項の作成等

- ・指定管理者候補者の公募にあたっては、「募集要項」を作成する。
- ・募集要項に明記する「業務の範囲」については、応募者が管理業務への参入の検討を行うことができるよう、指定管理者に要求するサービス水準や施設・設備の維持管理基準等を明確にする。
- ・公募に関する情報提供は、次の方法により行う。
 - 担当課での資料配布
 - ホームページへの掲載
 - 町報への掲載
- ・施設の概要や業務の内容について十分な説明に努めるとともに、質問を受け付けるための期間を設定するなどして申請者の便宜を図る。
- ・公募を行わない施設であっても、指定管理者の業務の範囲や管理の基準を明示するため、募集要項の作成に準じた書類の作成が必要である。

7 . 条例の制定・改正

条例の制定・改正は、指定管理者の指定手続きに関する一般通則を定める「手続条例」と、公の施設を設置することを規定した「設置条例」の二種類の条例を整備し、両条例を連動して指定管理者制度を運用する。「手続条例」制定は、平成17年6月議会で、「設置条例」の改正は平成17年9月議会でを行う。

- ・条例に規定する事項は次のとおりである。

地方自治法上規定が必要な事項(法第244条の2第3項、4項)

総務省通知により規定すべきとされている事項

その他各施設毎に規定すべきと判断される事項

8. 指定の期間

初回の指定期間は3年間とし、その後は制度導入時の課題等を踏まえながら、個々の施設の実態に、より適合した期間設定へ見直しを図るものとする。(概ね5年間程度への延長)

9. 予算措置

指定管理者候補者の募集、選定、指定議案の議決の何れの行為も指定を行うための事前準備行為として整理し、その段階での歳出予算措置は不要とする。なお、指定期間中における各年度の指定管理料は単年度ごとに決定し、それぞれ予算措置を行うものとする。(但し、指定管理料の支払いが想定されない場合は不要である。)

また、町は指定管理者に対して、複数年度にわたる指定管理料の支払い債務を負担することになるため、必要に応じて債務負担行為の設定が必要となる。

10. 利用料金制

利用料金制は、指定管理者による効率的な経営に向けた経済的インセンティブの発揮に有効であるほか、会計事務の省力化にもつながることから、施設の性格・設置目的を踏まえて、積極的に導入の検討を行う。

管理委託制度の下で既に利用料金制を採用している施設については、指定管理者制度の導入後も、引き続き利用料金制を継続する。

利用料金の実収入額が当初見込み額を上回った場合(下記イメージA)、指定管理者は経営努力のメリットを享受できるが、逆に下回った場合(B)は、団体の内部資金で不足分を補てんするというリスクを負うものである。このため、利用料金の設定にあたっては、過去数年間の収入の実績(減免額含む)、入場者数、施設稼働率を精査検討したうえで、適切に設定する必要がある。

なお、過大な利益が生じた場合や、指定管理者の責任に帰すことができないような不測の事態が発生した場合(災害、施設の損傷等により長期間に施設の利用ができなくなった場合など)の取り扱いについては、予め協定書に明記するものとする。

利用料金の設定は、事前に財政担当と協議のうえ決定するものとする。

(イメージ)

例)	運営経費が1億2千万円の施設の場合		
予算ベース	指定管理料(8千万円)	利用料金(4千万円)	
A: 決算ベース (収入増)	指定管理料(8千万円)	利用料金(4千万円)	増収2千万円
B: 決算ベース (収入減)	指定管理料(8千万円)	利権益	減収
		指定管理者の負担	×千万円

11. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定組織

《公募の場合》

公募による指定管理者候補者の選定を行うための組織として、「川西町公の施設の指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会の事務局及び外部委員の選定事務は、政策総務課経営管理グループとする。（選定委員会設置要綱は別途制定する。）

選定委員会は、申請者から提出された事業計画書等を基に、公の施設におけるサービスの提供が効果的、効率的かつ安定的に行われるかを、管理運営コスト、サービス提供の手法、施設の管理の能力（物的・人的能力）等の観点から総合的に評価し選定を行う。

選定委員は外部委員を含めて構成し、外部委員の選定にあたっては、審査の客観性・公平性を確保するため、応募団体と利害関係にない者を選定する。

選定委員会事務局は、応募団体から提出された書類等、必要事項を十分に整理し、選定委員会に付議する。仮に、応募した団体が一団体であっても、指定管理者としての適格性等を判断する観点から、選定委員会への付議手順を経るものとする。

《公募によらない場合》

公募によらず指定管理者候補者を選定する施設にあつては、施設所管課において当該施設を管理できる能力を持つ法人等の一つを選び、当該法人等と十分協議のうえ、指定管理者の候補者となることについて理解を求める。

当該法人等から申請書、事業計画書等の必要書類を徴収し、これを選定委員会の審査に付したうえで指定管理者の候補者として選定する。

当該候補者を選定した理由は公表する。

(2) 選定基準

公の施設の事業内容は様々であるが、その違いにかかわらず、次の事項を共通の選定基準とする。

町民の平等利用が確保されること。

事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。

事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること。

なお、施設の設置目的や性格等を踏まえて必要となる基準がある場合は適宜追加できるものとする。

施設所管課は、施設の設置目的や性格、利用状況等を勘案し、具体的な審査細目及び配点の検討を行う。

(3) 選定結果の通知

選定後はその結果を全ての申請者に通知するものとする。

12. 指定管理者の決定

指定管理者を指定する際には予め議会の議決を経ることが必要であるため、指定管理者候補者を選定した後は、指定管理者を指定するための議案を議会に提案する。

指定議案に明記すべき事項は次のとおりである。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

指定管理者となる団体の名称

指定の期間

指定管理者への「指定の通知」（行政処分）は、指定議案が議決された後、速やかに行うものとする。

指定の取消を原因として公募によらず候補者を選定した場合、候補者選定後は、町長の専決処分による指定管理者の指定又は直近の議会における指定の議決後、すみやかに指定の告示及び協定の締結を行い、管理を開始させる。

13. 協定

指定の通知後、町と指定管理者は、業務の仕様書や提案された事業計画書等を基に、施設管理に係る細目的事項を協議し、協定を締結する。

指定は契約行為ではなく行政処分であることから契約書ではなく協定書とする。

協定は、「包括協定」と「年度協定」の二種類の協定を締結する。

包括協定は指定期間全体を通じて適用する事項について定め、年度協定は毎年度取り決めるべき事項について定めるものである。年度ごとに指定管理料の算定方法が変わるため指定管理料の額が増減する場合などは、包括協定に定めるのではなく、年度協定で定めるものとする。

包括協定記載事項（例）

(1) 管理業務の基本的項目（管理基準（開館時間・休館日等）、利用料金の設定、減免、行為制限に関する事項）	(9) 指定の取消し等
(2) 指定管理者の責務	(10) 原状回復義務
(3) 指定期間	(11) 損害の賠償
(4) 指定管理料及び利用料金	(12) 再委託の禁止
(5) 事業計画書の提出	(13) 目的外の使用
(6) 事業報告書の作成等	(14) 緊急時の対策
(7) 業務報告	(15) 業務上知り得た秘密の保持
(8) 重要事項変更の届出	(16) 個人情報の取り扱い
	(17) 協定外の事項
	(18) その他

年度協定記載事項（例）

(1) 指定管理料及び利用料金
(2) 当該年度の業務内容に関すること
(3) 協定期間
(4) その他

14. 個人情報の保護

指定管理者制度では、施設の管理権限が指定管理者に委任されるため、指定管理者も町と同等に個人情報の保護を図ることが必要である。よって、指定管理者に対しては個人情報の保護に関する具体的な体制の整備を求めるものとする。

15. 指定管理者の指定後における留意事項

指定管理者による管理の実施後は、施設管理が適正に行われているかを監視することが町の責務となる。よって、施設の利用状況や経理の執行状況をはじめ、当初の事業計画に沿った運営がなされているかなどを定期又は随時に調査・確認することが必要となることから、施設所管課はその具体的実施方法（調査内容、頻度等）を事前に検討し、協定等に定めるものとする。

随時報告を求める事項(例)

- 施設において事故が生じたとき
- 施設又は物品が滅失し、又はき損したとき
- 指定管理者の定款等に変更があったとき
- 事業計画の重要な部分を変更するとき等

定期に報告を求める事項(例)

- 使用料等の収入の状況
- 管理に係る経費の執行状況
- 事業報告書等

事業報告書は会計年度の終了後、30日以内に提出を求めるものとする。その際、施設所管課は当該報告書を基に管理状況の確認を行い、不適切な状況があれば改善を指導するものとする。なお、万一、改善されない場合は、管理の業務の一部又は全部の停止若しくは指定の取消しの検討を行うものとする。

川西町公の施設指定管理者制度導入一覧

施設番号	施設名	運営形態		担当課・室	備考
		直営	指定管理者		
1	克雪管理センター		○	教育文化課	
2	中央公民館	○		教育文化課	
3	小松地区公民館		○	教育文化課	
4	大塚地区公民館		○	教育文化課	
5	犬川地区公民館		○	教育文化課	
6	中郡地区公民館		○	教育文化課	
7	玉庭地区公民館		○	教育文化課	
8	東沢地区公民館		○	教育文化課	
9	吉島地区公民館		○	教育文化課	
10	フレンドリープラザ	○		教育文化課	19年度からの指定管理者制度への移行を検討
11	町立図書館	○		教育文化課	19年度からの指定管理者制度への移行を検討
12	遅筆堂文庫	○		教育文化課	19年度からの指定管理者制度への移行を検討
13	町民総合体育館		○	教育文化課	
14	総合運動公園クラブハウス		○	教育文化課	
15	総合運動公園ホッケー競技場		○	教育文化課	
16	総合運動公園多目的運動場		○	教育文化課	
17	小松スキー場ロッジ	○		教育文化課	
18	町営陸上競技場	○		教育文化課	
19	町営野球場	○		教育文化課	
20	町営相撲場	○		教育文化課	
21	町営テニス場	○		教育文化課	
22	新山ゲートボール場	○		教育文化課	
23	埋蔵文化財資料展示館	○		教育文化課	
24	健康福祉センター	○		健康福祉課	
25	いきがい交流館	○		健康福祉課	
26	小松保育所	○		教育文化課子ども育成室	
27	玉庭へき地保育所	○		教育文化課子ども育成室	
28	東沢へき地保育所	○		教育文化課子ども育成室	
29	新山児童遊園	○		地域整備課	
30	東沢子どもの広場	○		地域整備課	
31	四ツ杵児童遊園	○		地域整備課	
32	下萩野児童遊園	○		地域整備課	
33	下小松四番児童遊園	○		地域整備課	
34	東沢へき地保健福祉館	○		健康福祉課	
35	川西町斎場	○		住民税務課	19年度からの指定管理者制度への移行を検討
36	第2平谷地住宅	○		地域整備課	
37	第3平谷地住宅	○		地域整備課	
38	第4平谷地住宅	○		地域整備課	
39	第1東陽寺前住宅	○		地域整備課	
40	第2東陽寺前住宅	○		地域整備課	
41	館之北住宅	○		地域整備課	
42	川西農業センター		○	産業振興課	
43	中郡農業研修センター		○	産業振興課	
44	東沢生活改善センター		○	産業振興課	
45	多目的研修センター		○	産業振興課	
46	農村環境改善センター	○		産業振興課	
47	中大塚地区農業集落排水処理施設	○		地域整備課上下水道室	
48	下小松地区農業集落排水処理施設	○		地域整備課上下水道室	
49	林業者青少年研修所	○		産業振興課	普通財産へ切り替える
50	中郡農村公園		○	地域整備課	
51	玉庭農村公園		○	地域整備課	
52	東沢農村公園		○	地域整備課	
53	大塚農村公園		○	地域整備課	
54	吉島農村公園		○	地域整備課	
55	浴浴センター		○	産業振興課産業創造室	
56	羽前小松駅前駐輪場	○		地域整備課	
57	置賜公園	○		地域整備課	
58	諏訪公園	○		地域整備課	
59	川西ダリヤ園	○		産業振興課産業創造室	当面直営も、指定管理者制度導入の検討は行う
60	蓬田緑地公園	○		地域整備課	
61	総合運動公園		○	教育文化課	
62	公共下水道	○		地域整備課上下水道室	
63	水道事業	○		地域整備課上下水道室	
	計	40	23		